

平成18年度女性に対する暴力対策関係予算案

18年度（17年度）

1 女性に対する暴力の防止に関する調査研究等経費（拡充）

30,641千円（21,541千円）

（1）女性に対する暴力の予防啓発に関する調査研究経費

女性に対する暴力の根絶のためには、加害者の厳正な処罰及び被害者の保護だけでなく、暴力の発生を未然に防ぐための国民一般に対する働きかけが不可欠であることから、国民一般、特に若年層を対象にした加害・被害の予防啓発プログラムを開発し、全国的にその実施を推進する。

（2）配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究経費

配偶者からの暴力に関する加害者の更生のための指導の方法等について、これまでの調査研究の成果を踏まえ、加害者更生を実施する際の留意事項等について調査研究を行う。

（3）配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査研究経費

配偶者からの暴力の被害者の心身の健康を回復させ、自立した生活を促進するために、被害者の心身の健康の回復及び自立支援に関する実態調査を実施する。

2 女性に対する暴力をなくす運動等啓発費

9,209千円（18,041千円）

女性に対する暴力について、その現状と今後の課題を明らかにし、社会の意識啓発を図るとともに、女性に対する暴力を防止するため又は被害女性を援助するために活動している関係機関・団体、専門家等の活動に関する情報の共有化及び相互の連携を促進することを目的として、女性に対する暴力をなくす運動をはじめとする広報啓発活動を実施する。

3 配偶者からの暴力の防止と被害者保護のための地方公共団体連携強化促進経費

18,936千円（18,936千円）

配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のためには、地方公共団体が適切に相談業務を遂行することが必要不可欠である。特に、改正配偶者暴力防止法により、市町村においても配偶者暴力相談支援センターの設置が可能になったことなどから、地方公共団体の行う相談業務に対するサポートの充実が急務である。このような状況の中で、地方公共団体に対する支援策として、配偶者暴力に関する相談担当者支援セミナー等の開催や、弁護士やカウンセラー等からなるアドバイザーを派遣し、配偶者暴力相談担当者をサポートすることとする。

4 女性に対する暴力対策情報提供機能充実経費

3,818千円（3,818千円）

女性に対する暴力の被害者の対応に当たる関係各機関の情報、対応に役立つ国の取組や法律の情報、相談の際の留意事項に関する情報及び関係資料等を収集し公開しているホームページについて、利便性の向上、掲載情報の拡充等を図るものとする。

合計

62,604千円（62,336千円）

平成18年度女性に対する暴力対策関係予算について

警察庁

(単位：百万円)

施策・事業	平成18年度 予 算 額	備考
1 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり		
(1) 民間の犯罪被害者相談員の委嘱	93	
(2) 警察のカウンセリングアドバイザー委嘱	25	
(3) 被害者に対する精神科医による支援	6	
(4) 研修・人材確保(カウンセリング・相談業務)	4	
(5) 安全・安心まちづくりの推進	-	242の内数
(6) 防犯対策の強化	8	
(7) 有害環境の浄化対策の推進	-	12の内数
(8) 犯罪被害者等早期援助団体の直接支援員に対する直接支援業務の委嘱	20	
2 夫・パートナーからの暴力への対策の推進		
被害者の立場に立った厳正かつ適切な対処の推進	1	
3 性犯罪への対策の推進		
(1) 警察施設外の相談会場借り上げ	14	
(2) 新 性犯罪被害者に対する緊急避妊等に要する経費	112	
(3) 被害少女に対する支援活動費	-	119の内数
(4) 性犯罪捜査証拠採取セットの整備	13	
(5) 新 出所者の再犯防止等に資するシステムの整備	3	
4 売買春への対策の推進		
(1) 売買春の根絶に向けた取締りの強化	40	
(2) 児童買春の根絶に向けた取締りの強化	13	
5 人身取引への対策の推進		
人身取引事犯等に対する取締り基盤の整備		31の内数
6 ストーカー行為等への対策の推進		
(1) ストーカー対策担当者専科、入校生旅費等	7	
(2) ストーカー関連マニュアル、広報用ポスター・リーフレット印刷制作費	1	

平成18年度女性に対する暴力対策関係予算について

法 務 省

18年度予算(案)額 (17年度予算額)

ドメスティック・バイオレンスを始めとする女性への暴力は、女性の人権に直接かかわる深刻な問題であるとともに、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題であり、その根絶に向けて、法務省では、以下の事業に必要な経費を計上している。

(1) 日本司法支援センターにおける被害者支援の実施

8,415百万円 (4,504百万円)
の内数 (の内数)

日本司法支援センターにおいて、関係機関・団体と連携を図りつつ被害者の支援を実施する。

(2) 性犯罪者処遇の充実強化(矯正処遇)

86百万円 (2百万円)

加害者の改善更生を図るための調査・研究を行うとともに、「性犯罪者処遇プログラム」を実施し、再犯防止のための矯正処遇の充実・強化を図る。

(3) 性犯罪者に対する処遇強化(社会内処遇)

24百万円 (0円)

加害者について、再犯防止のための社会内処遇の充実・強化を図る。

(4) 配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究

1百万円 (0円)

配偶者暴力及び児童虐待の実態調査、被虐待経験と非行・犯罪との関連についての実態調査を行うとともに、我が国における新たな施策立案に資するための提言を行う。

(5) 性犯罪者に関する多角的研究

8百万円 (0円)

諸外国における性犯罪者を対象とする処遇プログラムの有無、内容、効果等について調査を行うとことにより、我が国における性犯罪者に対する処遇施策その他の施策を検討するための基礎的な資料を提供する。

(6) 売買春への対策の推進

社会復帰支援(婦人補導院の運営)

50百万円 (51百万円)

売春防止法第26条の規定により保護観察に付された女性の社会復帰を図る。

46百万円 (35百万円)

売春の勧誘を行うなどした女性について、その社会復帰を支援するため、婦人補導院における補導を実施するほか、同院から仮退院し、保護観察に付された者に対する指導監督・補導援護を実施する。

(7) 女性の人権ホットラインの充実

5百万円 (2百万円)

男女共同参画社会基本法の趣旨に反する施策に対する苦情・人権問題に関する相談に適切に対処するため、平成12年度に全国の法務局・地方法務局に「女性の人権ホットライン」を設置したところであるが、この「女性の人権ホットライン」が一層活用されるように広報を行い、平成18年度はナビダイヤル化して、その相談体制の充実を図る。

(8) 女性の人権問題研修実施経費

11百万円 (11百万円)

人権擁護委員に対して、男女共同参画社会の理念及び性別による差別的取扱いなどによる人権被害者の相談に適切に対処するために必要な知識の習得を図るため、全国8箇所で開催する。

配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策等の推進

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

平成17年度予算
《2,082百万円

平成18年度予算案
2,087百万円》

1 婦人相談所等における支援

- (1) 婦人相談員活動強化費(児童虐待・DV対策等総合支援事業の一部)
DV等の相談に応じる婦人相談員の活動に必要な手当、経費を補助する。
- (2) 売春・DV対策機能強化費(児童虐待・DV対策等総合支援事業の一部)
DV被害者の保護等を広域的に行うための関係機関のネットワーク事業や休日、夜間の電話相談事業等を行う。また、新たに婦人相談所において、弁護士等による離婚や在留資格などの司法的な調整や援助を行う。

- (3) 婦人相談所運営費負担金 16百万円
婦人相談所における広域措置の促進
他の都道府県等への広域措置の円滑な実施を図る。

婦人相談所への保育備品の整備

同伴する乳幼児のための保育備品を整備し、相談環境を整える。

人身取引被害者の保護の充実

人身取引被害者の保護の充実を図るため、外国人婦女子緊急一時保護経費に
通訳雇い上げに伴う費用、関係機関との連絡に必要な経費等に加え、新たに医
療費を補助対象とする。

- (4) 一時保護所保護費負担金 789百万円
心理療法担当職員の配置
婦人相談所(一時保護所)に心理療法担当職員を配置し、被害者及び同伴児
の心理的回復の支援等を図る。

夜間警備体制の強化

夫等からの暴力を理由とする入所者が増加していることに伴い、夫等が警備
体制の手薄な夜間に踏み込む等により、入所者や職員に不安を与えたり、危害
を防止する観点から、婦人相談所(一時保護所)の夜間警備体制の強化を図る。

同伴乳幼児の対応を行う指導員の配置

婦人相談所(一時保護所)に同伴乳幼児の対応を行う指導員を配置し、一時
保護された女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整える。

一時保護委託の実施

婦人相談所からの委託により、婦人保護施設、民間シェルター、母子生活支援施設等において、DV被害者、人身取引被害者の一時保護を実施する。

- (5) 婦人保護施設運営費補助金 1,281百万円
心理療法担当職員の配置

婦人保護施設に心理療法担当職員を配置し、被害者及び同伴児の心理的回復の支援等を図る。

夜間警備体制の強化

婦人保護施設の夜間警備体制を強化することにより、配偶者の暴力から逃れて入所している被害者や職員の安全の確保を図る。

2 母子生活支援施設等における支援

- (1) 母子生活支援施設における支援（児童保護措置費等負担金の一部）

心理療法担当職員の常勤化

夫等の暴力や虐待を受けた母子の心理的ケアの充実を図るため、母子生活支援施設に配置されている心理療法担当職員（非常勤）の常勤化を図る。

夜間警備体制強化加算

夫等からの暴力を理由とする入所者が増加していることに伴い、これらの母子を追って別れた夫等が警備体制の手薄な夜間に踏み込む等により、母子や職員に不安を与えたり、危害を及ぼすことを防止する観点から夜間警備体制の強化を図る。

母子生活支援施設における広域入所の実施

他の都道府県等への広域入所が必要となる場合に、受け入れに必要な経費を支弁し、広域緊急入所の円滑な実施を図る。

母子生活支援施設の保育機能強化加算

母子生活支援施設の保育機能を活用し、地域で生活する母子家庭等の児童を受け入れることにより子育てと仕事の両立を支援する。

- (2) 母子家庭等就業・自立支援センター事業（母子家庭等対策総合支援事業の一部）

母子家庭の母等に対して、就業相談や就業支援講習会の実施、就職情報の提供など一貫した就業支援サービスや養育費の相談など生活支援サービスを提供する母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施する。